

## 政令第二百号

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（雇用対策法施行令の一部改正）

第一条 雇用対策法施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令

第一条第一号中「雇用対策法（）」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）」に改める。

（予算決算及び会計令臨時特例の一部改正）

第二条 予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号中「雇用対策法（）」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（）」に、「雇用対策法施行令」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令」に改める。

（地方税法施行令の一部改正）

第三条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十七の二第一号中「雇用対策法施行令」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令」に改め、同条第二号中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

（公害健康被害の補償等に関する法律施行令等の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

一 公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第七条第一項第二十

四号

二 財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第三百四十九号）別表第一の十九の項

三 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）第九十九号

四 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第三百

十六号）第一条第七号

（厚生労働省組織令の一部改正）

第五条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同項第十号中「前各号」を「第二号から前号まで」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第九号を第十号とし、第一号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第十条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。

第八条第二項中「前項第四号から第七号まで」を「前項第五号から第八号まで」に、「同項第八号」を

「同項第九号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に改め、同項第一号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同項第二号中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同項第三号中「前項第十号」を「前項第十一号」に改める。

第七十五条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。

第七十九条第三号中「第八条第一項第十号」を「第八条第一項第十一号」に改める。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、雇用対策法施行令その他の関係政令の整備を行う必要があるからである。